

このうち、当該施設の一部もしくは全部の臨時休園となるのが、「園児が陽性になった場合」

・4月4日（土）保育士の感染確認

4月3日夜、市内保育園に勤務する保育士の感染を確認。4月5日、市と民間園の代表が協議し、感染ルートが特定できないことから、感染拡大防止のため5月6日（水）まで市内保育園を原則休園とする方針を決定（保護者が保育を希望する場合は、希望保育として、お弁当と飲み物持参で対応）。

・4月28日（火）香取市の今後の方針が示される

市内の保育園の原則休園について、6月30日（火）まで継続する。

府馬保育園の状況

感染者が確認された園に子どもが通園している当園職員を、念のため自宅待機としました。子どもの接触がないことが確認できたため、3月31日（火）より復職しています。

3月30日に、4月からの通常保育を希望保育に変更することを決定し、保護者には一斉メールで情報共有し、希望保育の調査を電話で実施しました。

保護者の職種での自粛要請は行っていませんが、家庭の協力により、4月22日（水）時点で希望保育の園児は1割です。そのため、昼寝の際は大きく間隔を取ることができるなど、密の状態を少しでも減らすことができます。

自園での取り組み

職員・園児の朝の検温はもちろん、職員はマスクを着用し、園内を消毒するとともに、玩具やドアノブ等、特に園児が触れそうな場所は毎日消毒を行っています。

保護者には、3月末まで実施していた園児の健康観察記録表の用紙を渡し、引き続き記録を行ってもらっています。

在宅の園児に対しては、担任より週1回の頻度で電話連絡を行っています。また、園から、一斉メールで園の現状を発信しています。

電話をするなかで、保護者の負担、特に母親の負担が大きくなっていることを感じています。また、発達障害のある子どもは終わりが見えないことへの不安も大きく、保護者の負担も大きくなっているようです。そのため、今後は、保護者のメンタルに対する支援を行っていかうと考えています。また、当園が行っている地域での子育て支援に関する情報発信を幅広く行う必要性も感じています。

千葉県保育協議会（保育士部会）の取り組み

香取市・東庄町の情報は、千葉県保育協議会と共有しています。各市町村によ

って状況は異なりますが、各市町村・園での対応を検討するために情報が必要と考え、情報共有をしていきたいと考えています。

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援給付金の取扱いについて（内閣府等）

令和2年4月17日、内閣府・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業担当部局宛に発出しました。

「延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業」について、居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスをしているものとして、交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととされています。

1. 延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業について

利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスをしているものとして、交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。

(算定方法の例)

- ・施設における延長保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
- …平均利用児童数算出の際に、休業していた期間を除いて算定する。

(例) 平均利用児童数算出

週5日、1年間の場合：各週の最大利用児童数の合計／52週

2週間休業した場合：各週の最大利用児童数の合計／50週（▲2週）

- ・施設における一時預かり事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
- …居宅訪問型の補助基準額を適用する。

(補助基準額)

利用時間4時間以上 児童1人当たり日額 9,000円

利用時間4時間未満 児童1人当たり日額 4,500円

- ・施設における病児保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合
- …利用した児童数を年間延べ利用児童数に算入する。

2. 子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守

る地域ネットワーク機能強化事業について

既に雇用していた職員の人件費など、実際に事業者の負担が発生する経費（他制度により助成されるものを除く。）については、市町村が必要と認める場合は交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。

（算定方法の例）

- ・事業の一部を委託して実施している場合において、委託先の事業者が事業の従事者を年間雇用していたが、年度途中において事業を休業することとなった場合
- ・・・既に交付決定した額を上限として、「対象経費の実支出額」に、年間雇用した事業の従事者の人件費等を計上することができる。

3. 上記の取り扱いの留意点について

休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご注意ください。

なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者には多数の発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「47」をご確認ください。

- 厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について（厚生労働省）

令和2年4月24日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業担当部局宛に発出しました。

本事務連絡は、児童福祉施設である保育所等において、新型コロナウイルス感染症対策のために、登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について示したものです。なお、認可外保育施設においても同様の取扱いとなるよう求めています。

登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村と

も連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。

※ 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「49」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html